

# PICK UP / Information

お知らせ

## 募集

### 二十歳を祝う会を作ろう！ 「二十歳を祝う会サポーター」



6年1月7日(日)開催の「二十歳を祝う会(旧成人式)」の企画・準備などを行う「二十歳を祝う会サポーター」を募集します。皆さんの力で思い出に残る式典にしましょう！



**対象**=次の(1)(2)両方を満たす人

(1)平成15年4月2日～16年4月1日生まれで、三田市開催の二十歳を祝う会に参加できる人

(2)当日の式典と事前の会議(月2回程度)に出席できる人

**定員**=10人程度

**内容**=①式典の企画・準備、パンフレット作成など  
②式典当日の司会進行・運営、二十歳代表のあいさつなど

**申し込み**=7月18日までに、申し込みフォーム(右記2次元コード)から



若者のまちづくり課 電話 559-5041 FAX 563-1366

## 募集

### さんだ住まいるチーム メンバー 2023



「三田の魅力を伝えたい」「移住者と人・地域をつながたい」など、三田大好きさんをお待ちしています！

**定員**=10人程度(18歳以下の場合は、保護者の同意が必要)/就任日から1年程度(継続可)

**活動内容**=①三田の魅力・ライフスタイルの発信  
②イベントやオンラインなどによる移住相談対応  
③人やコミュニティを紹介するなど移住者が地域になじみやすくなるお手伝い

**報酬**=無償(市が依頼するイベントなどへの参加は1回あたり6,000円と市の規定に基づく実費相当分の交通費を支給。市内と神戸市北区は交通費支給なし)

**面談**=8月上旬に実施(日時は応募者に別途通知)

**申し込み**=7月26日必着、申し込みフォームまたは応募申込書(市HPからダウンロード)に必要な事項を記入し、応募者本人の写真を添付して、eメール(wakamono\_machi@city.sanda.lg.jp)、窓口、郵送のいずれかで



若者のまちづくり課 電話 559-5041 FAX 563-1366  
〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎3階

## お知らせ

### 「ふれあいプール」7月15日オープン！ 混雑状況は市公式LINEから確認可能！

**期間**=7月15日(土)～8月31日(木)10時～17時(期間中無休)

**場所**=四ツ辻1129-1(ふれあいと創造の里内)



**料金**=満1歳～小学生:300円 中学生以上:600円 満65歳以上で市に住民登録のある人:300円(免許証など提示)※団体割引有り 無料になる人:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者(手帳など提示)とその介護者1人

**その他**=小学3年生以下の入場は保護者の付き添いが必要です。小学6年生以下は保護者の送迎をお願いします。

※料金などの徴収事務は「株式会社ワールドサミット」に委託します。

**【混雑状況確認(7月上旬～)】**①右記2次元コードから市公式LINEを友だち登録 ②「基本メニュー」内の「ふれあいプール」をクリック



ふれあいプール 電話 080-2891-4676(期間中のみ)

ふれあいと創造の里 電話 568-4000 FAX 560-7013

## 募集

### 脱炭素カウントダウン 3、2、1、0 スタート！

三田市で  
CO<sub>2</sub>の排出を  
みんなと一緒に  
0にしよう！

#### ■ アプリで遊んで楽しくゼロカーボンチャレンジ！

神戸大学大学院と市の共同開発アプリ「さんだゼロカーボンチャレンジアプリ」を体験して、三田米やキャンプグッズ、トミカなどが当たるプレゼントに応募しよう！

**実施期間**=9月30日まで

**参加方法**=右記2次元コード



#### ■ ゼロカーボンシティ推進パートナーの募集

ゼロカーボンシティの実現に向け、市と一緒に活動する「ゼロカーボンシティ推進パートナー」を募集します(詳細は市HP)

**対象**=市内在住・在学・在勤者

**申し込み**=名前・住所・電話番号を、申し込みフォーム、ハガキ、ファクス、窓口のいずれかで



環境創造課 電話 559-5064 FAX 563-3359

〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎5階

お知らせ

体力向上を目指して  
「小規模校合同水泳指導モデル事業」

市は地域の民間スポーツ施設から、水泳、器械体操などの指導員資格を有している指導員を、小学校に派遣する「体力向上サポーター派遣事業」を行っています。今年度は市内全ての小学校に指導員を派遣する予定です。



■ 小規模校合同水泳指導モデル事業

今年度、志手原・小野小学校の子どもたちが合同で指導員による水泳の指導を受ける「小規模校合同水泳指導モデル事業」を実施します。合同実施により、2校の教員と専門性の高い指導員が連携することで、安全な水泳指導体制づくりや子どもたちの多様な実態に合わせた丁寧な指導を行うことができます。また、小規模校の子どもたちにとっては同年代の子ども同士で刺激し合い、高め合う機会となることが期待できます。

教育研修所 電話 559-5123 FAX 559-6900

お知らせ

有料道路障害者割引  
申請はオンラインでも！

■ オンライン申請が始まりました（ETC 利用者対象）

有料道路障害者割引制度において、ETC の利用に限り新規・変更・更新の手続きが、従来の窓口申請に加え、オンライン申請でもできるようになりました。  
※代理人申請も可  
対象＝次の①②のいずれかに該当する場合  
①身体障害者手帳を持つ本人が運転する場合  
②第1種の身体障害者手帳、第1種の療育手帳を持つ人が乗車し、介護者が運転する場合  
※詳細は右記2次元コードをご覧ください



【要件も緩和されました】

事前登録された自動車を利用できない場合、知人の車やレンタカーなど未登録車でも割引が適用されるようになりました。

有料道路 ETC 割引登録係  
電話 045-477-1233 FAX 045-474-1110

お知らせ

令和5年度住民税非課税の世帯などへ「価格高騰重点支援給付金」を支給します  
【1世帯あたり3万円】

電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援する給付金を支給します。

対象＝右表のとおり（①②ともに住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯は除きます）  
※その他要件あり

給付額＝1世帯あたり3万円  
申請＝

①の可能性のある世帯には7月20日頃に確認書を発送します。確認書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送（DVなどで住民票を移さず避難中の人は申し出てください）

②の世帯は申請が必要です。詳細はお問い合わせください

※②の受付は8月中旬以降を予定（詳細は市HPをご覧ください）



地域福祉課 臨時特別給付金担当 電話 0120-331-002（平日9時～17時30分）FAX 562-1294  
〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所3号庁舎2階

①住民税非課税世帯	②家計が急変した世帯
5年6月1日時点で三田市三田市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税または免除されている世帯	申請日時点で三田市に住民登録があり、予期せず5年1月から5年10月末日までの家計が急変し、同一世帯に属する全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

お知らせ

新しい国民健康保険証を7月下旬に送付します  
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（限度額証）の更新

■ 新しい国民健康保険被保険者証を送付（7月下旬）

8月から使う新しい国民健康保険被保険者証を世帯主にまとめて送付します。

【70歳～74歳の人】

新しい国民健康保険証兼高齢受給者証を送付します。発効期日の8月1日から利用可能ですので、古い保険証兼高齢受給者証は捨てずに7月末までご利用ください。

※70歳を迎える人は誕生月（1日生まれの人は誕生月の前月）に新しい保険証兼高齢受給者証を送付します。

【70歳未満の人】

新しい保険証は受け取り後から利用可能です。※保険証裏面に、「被保険者証は、交付年月日前から有効です」と記載があります。



◀新しい国民健康保険被保険者証（もえぎ色）

■ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（限度額証）の更新

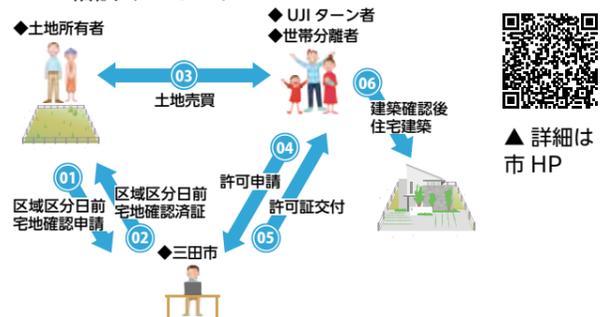
国保加入者の限度額証の更新は、毎年8月1日です。現在、限度額証をお持ちで引き続き必要な人は、下記へ申請してください。※毎年申請が必要です。

国保医療課 国保証：資格収納係 電話 559-5050、限度額適用・認定証：給付係 電話 559-5049 FAX 559-2636

お知らせ

市街化調整区域での自己用の住宅建築に関する新たな許可基準を設けました

市は移住・定住施策を促進するため、市街化調整区域内でUJIターナー者や世帯分離を行う人が既に宅地化されている更地に自己用の住宅を建築できる新たな許可基準を設けました。新たな許可基準を策定することにより、移住・定住の促進を図り、市街化調整区域の活性化につなげます。新たな許可基準や所有している土地の利用に関することについては下記へご相談ください。



制度：都市政策課 電話 559-5116 FAX 559-7400  
土地利用：審査指導課 電話 559-5112 FAX 559-7400

■ 許可基準の概要

【宅地化された土地に建築できる自己用住宅】

建築できる用途	①自己の居住の用に供する戸建住宅 ・建築物の延べ面積が280㎡以下など
建築できる人（②③いずれか）	②市外から転入する人で、移住・定住の促進に資するものとして、市長が認めた人 ・転入する世帯構成員のうち、申請時に1人以上が本市以外に継続して1年以上居住している人など ③開発区域周辺の市街化調整区域内に通算して10年以上居住する人で、転勤などによる転入、借家からの転居、婚姻などによる別世帯の構成などをする人 ・転勤などでUターンし故郷に定住する場合 ・婚姻を契機に独立して別世帯を構成する場合、または2以上の世帯が同居する住宅から分離して別世帯を構成する場合など
建築できる場所（④⑤⑥全て）	④区域区分日前に既に宅地化された市街化調整区域内の土地で、市長に確認を受けた土地 ・敷地周辺の水道、雨水排水、汚水排水施設が整備され、接続可能であることなど ⑤申請時に申請者が所有している土地 ⑥災害危険区域等を含まない土地